

尚綱学院大学障害学生支援に関する基本方針

尚綱学院大学(以下「本学」という)では、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する)がある学生(以下「障害学生」という)の支援を行う。ただし、本基本方針は、支援制度の基準や根幹を定めたものであり、支援内容については障害の内容や程度に応じ、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、障害学生と十分な協議を経た上で決定する。

1. 基本方針

本学は、在籍する障害学生が障害のない学生と分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるように支援を行う。

2. 支援の目的

本学の障害学生支援は、修学の上で必要に応じて適切な支援を行うことや支援活動を通じてよりよい人間関係を養うとともに支援者が障害について理解できる場を提供することを目的とする。

3. 支援体制

障害学生への支援は、障害学生修学支援規程(第6条)に基づき、必要に応じて学外の関係機関及び専門家と連携し全学的な体制で行う。

4. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、大学運営会議の決議により改正するものとする。

2018年7月17日制定

2022年4月1日改正

2026年4月1日改正

尚絅学院大学障害学生修学支援規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅学院大学障害学生支援に関する基本方針に基づき、尚絅学院大学、大学院に在籍する障害のある学生が、障害の種別及び程度にかかわらず、公正な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「障害のある学生(者)」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はこれに準ずる障害があることを示す診断書等を有する者をいう。また「支援障害学生」とは、障害のある学生のうち、長期にわたり修学に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ大学がその必要性を認めた者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、支援障害学生の修学支援方策を推進する責務を有する。

(大学学類長及び大学院研究科長の責務)

第4条 大学学類長及び大学院研究科長は、学長の命を受け、当該部署の障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、支援障害学生の修学に関しての具体的支援方策を講じる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、当該部署の障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、支援障害学生の修学支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

第6条 支援を積極的に推進するとともに円滑かつ適切に行い、また関係部署間の調整を行うため、障害学生支援委員会を置く。

- 2 学類、研究科は、障害学生支援委員会で決定された支援方策に従って支援障害学生の具体的支援を実施する。
- 3 学生生活課は、その支援に必要な関係部署間の事務的調整を行う。
- 4 学生支援室は、具体的支援の実施にあたって、関係部署間のコーディネート及び学外機関との連携等を行う。

(合理的配慮の申請)

第7条 本学に在籍する障害のある学生は、「学生生活における合理的配慮申請書」(様式1)を学生生活課に提出することにより、修学上および大学における学生生活上の支援や配慮を申請できる。なお、申請の前に、アドバイザー・クラス担任・専攻主任、学生支援室等に相談し、アドバイスを受けることができる。

- 2 前項の申請書の提出がなされた場合、学生生活課は当該学生のアドバイザー・クラス担任・専攻主任に報告を行う。アドバイザー・クラス担任・専攻主任および学生支援室コーディネーターは、当該

学生と初回面談を行い、申請書の内容と本人の希望に基づいて、必要な配慮や情報共有の範囲等を確認する。その上で、アドバイザー・クラス担任・専攻主任は、面談内容を簡潔にまとめた「学生生活における合理的配慮に関する初回面談報告書」(様式2)、「合理的配慮の依頼」(様式3)、「合理的配慮の依頼内容について(通知)」(様式4)を作成し、障害学生支援委員会に申請する。なお、初回面談には、上記のほか、申請者の状態に応じ、障害学生支援委員長が必要と判断した者の同席を認める。

- 3 障害学生支援委員会では、初回面談の結果等を踏まえ、当該学生の合理的配慮の内容について審議、承認、決定する。
- 4 障害学生支援委員会は、前項の決定に基づき、決定された合理的配慮について、アドバイザー・クラス担任・専攻主任に結果を通知する。アドバイザー・クラス担任・専攻主任は、「合理的配慮の依頼内容について(通知)」(様式4)をもって当該学生に結果を通知する。
- 5 承認された「合理的配慮の依頼」(様式3)は、原則としてアドバイザー・クラス担任・専攻主任が授業担当教員へ配付する。

(配慮の継続確認)

- 第8条 アドバイザー・クラス担任・専攻主任は、前期・後期の授業開始にあたり、支援障害学生と面談し、配慮実施後の状況や、配慮継続の希望などについて確認する。アドバイザー・クラス担任・専攻主任は、面談を踏まえて、「学生生活における合理的配慮内容確認報告書」(様式5)、「合理的配慮の依頼」(様式3)を学生生活課に提出する。
- 2 「合理的配慮の依頼」(様式3)は、原則としてアドバイザー・クラス担任・専攻主任が授業担当教員へ配付する。
 - 3 面談の結果、診断名が変わるなど合理的配慮の申請内容が大幅に変わる場合は、支援障害学生は診断書や専門家の意見書等を添付の上、「学生生活における配慮申請書」(様式1)を提出するとともに、合理的配慮申請にかかる手続きを再度行う。

(入学試験時の配慮)

- 第9条 尚絅学院大学、大学院の入学試験の受験を志願する障害のある者は、所定の「受験上及び修学上の合理的配慮申請書」を出願開始日の1か月前(大学院心理学専攻は2か月前)までに入試課(アドミッションズオフィス)に提出することにより、入学試験時の配慮についての事前相談を申請できる。
- 2 前項の申込書の提出がなされた場合、障害学生支援委員会委員長、当該学類長または研究科長、入試部長、入試課長は、志願者と事前相談を行い、志願者の希望に基づき、入学試験時に必要な配慮の確認を行う。その際、必要に応じて校医の意見を求めることができる。
 - 3 障害学生支援委員会委員長は、前項で確認された内容に基づき、当該志願者の入学試験時に必要な配慮について入試部委員会に提案する。
 - 4 当該志願者の入学試験時に必要な配慮は、前項の提案に基づいて入試部委員会が審議し決定する。
 - 5 入学試験時の配慮に関する事務は、入試課(アドミッションズオフィス)が行う。

(規程類の整備及び予算上の措置)

第10条 障害学生支援委員会委員長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第11条 障害学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、障害学生への連携支援を行うために必要と障害学生支援委員会が判断した場合は、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での個人情報の共有を行うことができる。なお、情報共有の範囲については、当該学生の希望を十分に聴取し、反映させるものとする。

(事務)

第12条 支援に関する事務は、第9条に定めた事項を除き、学生生活課が行う。

(補足)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長及び障害学生支援委員会委員長が別に定めることができる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

この改正規程は、2021年4月1日から施行する。この改正規程は、2022年4月1日から施行する。この改正規程は、2023年7月18日から施行する。

この改正規程は、2026年4月1日から施行する。

2 この規程に定める各種申請書等の様式は、別に定める。

尚綱学院大学障害学生支援委員会規程

(目的)

第1条 尚綱学院大学、大学院に在籍する障害のある学生に対して公正な教育を保障し、修学および学生生活における支援を積極的に推進することを目的に、尚綱学院大学障害学生支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学生生活部長
- (2) 学生生活課長
- (3) 当該学類長・研究科長
- (4) 校医
- (5) 学生支援センター長
- (6) 学生支援室長
- (7) 学生支援コーディネーター
- (8) その他、特に委員会が必要と認めた者

2 前第1号から第7号までの委員の任期はそれぞれの職務の在任期間とする。第8号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には学生生活部長をあてる。副委員長は互選による1名をもってあてる。

第4条 委員会は、支援障害学生の就学に関し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生への合理的配慮に関すること。
- (2) 大学における学生生活に関すること。
- (3) 学内の施設・設備の整備に関すること。
- (4) その他修学に関し必要と認める事項。

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、必要に応じて特定の事項について専門的に調査、整理するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

(相談及び問題解決の手続き)

第8条 教職員は、障害のある学生から障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等)に関する相談を受けたときは、相談内容を確認し対応する。

- 2 障害のある学生は、障害を理由とする差別を受けたときは、「障害を理由とする差別に関する申立書」(様式1)を学生生活課に提出することで、差別の解消等について、障害学生支援委員会に訴えることができる。障害学生支援委員会では、その訴えの内容について審議し、障害学生支援委員会委員長は、その結果について当該学生に適宜の書面をもって通知するとともに、内容について説明を行う。また、必要に応じて、教職員への指導や説明を行う。
- 3 障害学生支援委員会の決定や指導に不服があるときは、障害学生等は「障害を理由とする差別に関する再申立書」(様式2)をもって、学生生活課を通じ、学長副学長会議に訴えることができる。学長副学長会議では、その訴えの内容について審議し、学長は、その結果について当該学生に適宜の書面をもって通知するとともに、内容について説明を行う。また、必要に応じて、教職員への指導や説明を行う。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学生生活課が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

この改正規程は、2017年4月1日から施行する。

この改正規程は、2022年7月19日から施行する。

この改正規程は、2026年4月1日から施行する。

2 第8条に定める申立書および再申立書その他この規程に定める書類の様式は、別に定める。